

平成28年度

第4回浦幌町社会教育委員の会議議案

日 時 平成29年 3月23日(木)

午後7時～

場 所 中央公民館・2階第1研修室

会議日程

1. 開会挨拶
2. 浦幌町民憲章朗唱
3. 社会教育委員長挨拶
4. 議 事
 報告事項
 協議事項
5. その他
6. 閉会挨拶

浦幌町社会教育委員

(任期：平成27年6月1日～平成29年5月31日)

委員長	橋本友子
副委員長	岸田睦
委員	水野豊昭
委員	松橋達美
委員	米澤淑恵
委員	西田祐子
委員	高室智全
委員	小山明美
委員	小野木博子
委員	齋藤卓也

浦幌町民憲章

(昭和44年6月5日 公布)

わたしたちは、^{ゆた}豊かな^{しげん}資源に^{めぐ}恵まれ、^{ゆうだい}雄大な^{たいへいよう}太平洋に^{のぞ}望む^{とかち}十勝に
浦幌川の^{うらほろがわ}清き^{きよ}流れと、^{なが}たくましい^{かいたくせいしん}開拓精神を^{うけつぐ}受けつぐ^{わきょううらほろ}和協浦幌の
町民です。

この町の^{まち}限りない^{かぎ}発展を^{はってん}ねがい、^{ちょうみん}よりよい町民となるためこの
憲章^{けんしょう}を定めます。

★^{げんき}元気で^{はた}働らき、^{たの}楽しい^{じんせい}人生を^{きず}築きましょう

★としよりを^{うやま}敬い、^{あい}こどもを^{あか}愛し^{かてい}明るい家庭をつくりましょう

★^{まも}きまりを守り、^{あか}明るく^す住みよい^{しゃかい}社会をつくりましょう

★^{しぜん}自然の^{めぐ}恵みに^{かんしゃ}感謝し、^{さんぎよう}産業の^{はってん}発展につとめましょう

★^{かお}香り^{たか}高い^{きょうど}郷土の^{ぶんか}文化をつくりましょう

4. 議 事

■報告事項

- (1) 平成28年度(第23回)十勝社会教育委員長等研修会

期 日：平成29年2月27日(月) 午後1時15分～午後5時00分

会 場：芽室町中央公民館 講堂

出席者：橋本委員長、大泉係長

内 容：講演：「コミュニティ・スクールについて～制度の概要と実施状況～」

講師：北海道教育庁学校教育局義務教育課

子ども地域支援グループ 藤田 泰昭 氏

グループワーク：

「コミュニティ・スクールと社会教育委員のかかわり」

進行：十勝社会教育委員協議会事務局

芽室町教育委員会社会教育課 土田 雅敏

■協議事項

- (1) 平成28年度社会教育振興事業実績について ～別冊参照

委員の皆様からの反省評価をいただきます。事前に取り組いただいたシートと照らし合わせて行います。

※判定は施策に対する事業の達成度を表し、A：よく出来ていた、B：ある程度出来ていた、C：どちらともいえない、D：あまり出来ていなかった、E：出来ていなかった、の5段階で評価します。

5. その他

◇平成29年度の会議日程(案)

- | | |
|-------|---|
| 6月上旬 | 第1回浦幌町社会教育委員の会議 |
| 11月中旬 | 東部十勝社会教育委員合同研修会 |
| 12月中旬 | 第2回浦幌町社会教育委員の会議 |
| 2月下旬 | 浦幌町教育委員と社会教育委員の懇談会
(第3回浦幌町社会教育委員の会議) |
| 3月下旬 | 第4回浦幌町社会教育委員の会議 |

◇第59回全国社会教育研究大会北海道大会

兼 第57回北海道社会教育研究大会

兼 第37回北海道市町村社会教育委員長等研修会

日時：平成29年9月12日(火)～13日(水) 札幌コンベンションセンター

出席予定数：委員5名、職員1名

○浦幌町社会教育委員設置条例

昭和52年3月23日条例第3号

改正

平成26年3月12日条例第3号

浦幌町社会教育委員設置条例

(目的)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。）第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本町に社会教育委員（以下「委員」という。）を設置する。

(委員の構成及び定数)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 委員の定数は、25人以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員の会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は委員を代表し、議事その他の事項を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員の会議は、委員長が招集する。

(報酬等)

第7条 委員の報酬並びに費用弁償の支給については、非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例（昭和31年浦幌町条例第19号）の定めるところによる。

(教育委員会への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

2 浦幌町社会教育委員の定数及び任期条例（昭和24年浦幌町条例第19号）は、廃止する。

附 則（平成26年3月12日条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。